

大分大学医学部附属病院輸血療法委員会細則

平成21年3月25日制定

平成21年医学部附属病院細則第4-29号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定により、大分大学医学部附属病院輸血療法委員会（以下「委員会」という。）の組織及び業務等に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、本院における輸血療法に関する医療事故等を未然に防ぎ、かつ、血液製剤の適正使用を推進するため、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 輸血療法の適応に関する事項
- (2) 血液製剤の選択に関する事項
- (3) 輸血検査項目・術式の選択に関する事項
- (4) 輸血実施時の手続に関する事項
- (5) 院内での血液の使用状況に関する事項
- (6) 輸血療法に伴う事故や副作用・合併症対策等に関する事項
- (7) その他輸血療法の適正化に関する事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 輸血部長
 - (2) 麻酔科長
 - (3) 手術部，集中治療部，輸血部及び薬剤部の各副部長
 - (4) 医療技術部検査部門技師長
 - (5) 看護師長 1人
 - (6) 医療技術部検査部門の主任技師 1人
 - (7) 呼吸器・感染症内科，膠原病内科，腎臓内科，消化器内科，血液内科，小児科，消化器外科，呼吸器外科，心臓血管外科，脳神経外科，整形外科，腎臓外科・泌尿器科，産科婦人科及び麻酔科の各副科長
 - (8) その他病院長が必要と認める者
- 2 前項第5号，第6号及び第8号に掲げる委員は，病院長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第5号，第6号及び第8号の委員の任期は2年とする。ただし，再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の後任の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き，委員の互選により選出する。

- 2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは，あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は，委員の3分の2以上の出席がなければ，議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は，出席した委員の3分の2以上をもって決する。
- 3 委員会は，年6回開催する。ただし，委員長が必要と認めるときは，臨時に委員会を招集することができる。

(代理出席)

第7条 委員が、やむを得ない事由により委員会に出席できない場合は、あらかじめ委員長の承認を得て、当該委員が指名した代理の者を委員会に出席させることができる。

2 第3条第7号に規定する診療科に副科長を置いていない場合は、当該診療科長の推薦する者を、代理の者とするすることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第3条第1項第5号、第6号及び第8号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部附属病院輸血療法委員会規程（平成17年医学部規程第4-2号）は、廃止する。

附 則（平成24年医学部附属病院細則第4-9号）

この細則は、平成24年10月24日から施行する。

附 則（平成26年医学部附属病院細則第4-6号）

この細則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則（令和3年医学部附属病院細則第4-11号）

この細則は、令和3年10月1日から施行する。